

2021再防発第 3号
2021年6月30日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
再処理事業部 防災管理部長
吉岡 聡

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替えについて

2020年8月17日付、2020再防発第14号にて届け出ました弊社「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、所属部署の名称変更に伴い、添付資料のとおり見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、2021年6月30日から次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより、運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (1/1)

現行	読み替え後	理由
<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>7. 放送装置</p> <p>業務推進本部総務部長及び計装保全部長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備</p> <p>(略)</p> <p>2. 原子力防災資機材等</p> <p>(1) 原子力防災資機材</p> <p>a. 業務推進本部総務部長、働き方改革本部働き方改革推進部長、防災管理部長、技術部長及び放射線管理部長は、別表7に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。</p> <p>(a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し常に使用可能な状態にする。</p> <p>(b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理する。なお、修理する場合は必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p>b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。また、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。</p> <p>(2) その他の防災資機材</p> <p>a. 安全・品質本部環境管理センター長、業務推進本部総務部長、働き方改革本部働き方改革推進部長、防災管理部長、計装保全部長、電気保全部長、技術本部情報システム企画部長、前処理施設部長、共用施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長、放射線管理部長、技術部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表8に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理する。なお、修理する場合は必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>7. 放送装置</p> <p>働き方改革本部総務部長及び計装保全部長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備</p> <p>(略)</p> <p>2. 原子力防災資機材等</p> <p>(1) 原子力防災資機材</p> <p>a. 働き方改革本部総務部長、働き方改革本部働き方改革推進部長、防災管理部長、技術部長及び放射線管理部長は、別表7に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。</p> <p>(a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し常に使用可能な状態にする。</p> <p>(b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理する。なお、修理する場合は必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p>b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。また、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。</p> <p>(2) その他の防災資機材</p> <p>a. 安全・品質本部環境管理センター長、働き方改革本部総務部長、働き方改革本部働き方改革推進部長、防災管理部長、計装保全部長、電気保全部長、技術本部情報システム企画部長、前処理施設部長、共用施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長、放射線管理部長、技術部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表8に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理する。なお、修理する場合は必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>所属部署の名称変更に伴う読み替え</p> <p>所属部署の名称変更に伴う読み替え</p> <p>所属部署の名称変更に伴う読み替え</p>